

## 第20回審理のご報告

平成28年4月26日  
原発被害救済千葉県弁護士事務局

### 1 法廷におけるやりとり

#### (1) 右陪席裁判官の交代

#### (2) 弁護団員による意見陳述(弁論の更新)

#### (3) 被告東京電力・被告国による意見陳述(弁論の更新)

#### (4) 当弁護団の主張や証拠の提出

##### ★第41準備書面(被告東京電力準備書面(9)に対する反論)の陳述

##### ○概要

- ① 原告の方々の避難前に居住していた自治体は、いずれも、除染が不十分である。被告東電が主張する放射線率が、実際に生活した際の放射線量を反映しているとは限らない。

正確な放射線量を計測することは困難である。放射性物質により人の健康に影響を及ぼす危険について科学的に解明されていないのだから、被告東電が主張する検査結果により、健康に影響を及ぼす数値ではないと言えない。

- ② 原告1番が富岡町の自宅に一時帰宅した際、自宅の放射線量は高く、とても生活できるような状況ではない。富岡町の住民意向調査では、半数以上の住民が、富岡町に戻らないと考えている。

元にいた人々が戻れない「人のいない復興」であれば、いくら富岡町が復興の施策を進めても、復興ではない。

- ③ 原告16番の故郷は浪江町である。浪江町の住民意向調査では、大多数の住民が、インフラ整備が浪江町への帰還の条件であり、帰還が困難と考えている。本件事故による崩壊された原告16番のコミュニティの再生は極めて困難であり、復興はほど遠い。

- ④ 原告10番と12番の故郷は、南相馬市小高区である。原告10番と12番の居住地周辺の公共交通機関は、いずれも動いていない。小高区への帰還を希望する住民もいない。地域の市民生活を支えてくれる人々がおらず、原告10番と12番のコミュニティの再生は極めて困難である。

原告13番の故郷は、南相馬市鹿島区である。鹿島区は、同じ市内である小高区や原町区と一体となって生活圈を形成した。小高区や原町区の商店や病院等の利用ができないため、鹿島区の住民は、本件事故前の利便性を望めない。南相馬市は、地域によって避難指示の内容が異なり、市としての機能が分断され、コミュニティの崩壊が懸念される。

- ⑤ 原告14番の故郷は、広野町である。広野町の帰還率は3分の1強であり、子

育て世帯の女性の帰還率は、同世代の男性の半分に過ぎない。子どもたちを放射能汚染にさらすことへの不安である。原告14番が利用していたバスは、再開していない。

原告14番は、現在も拡散している放射能や原発による廃水の影響を考えれば、帰ろうにも帰れない。

- ⑥ 原告11番の故郷であるいわき市は、原告11番家族が長く勤められる仕事が存在するとは考えられない。原告11番長男は甲状腺検査で「のう胞」が発見され、原告11番は避難生活中に発症したラテックスアレルギーが未だに改善していない。

### ★第42準備書面(3名の専門家の証言により長期評価の信頼性が確認されたこと)の陳述

#### ○概要

- ① 千葉の裁判において、島崎邦彦氏と佐竹健治氏の2名が専門家として証言した。福島裁判では、都司嘉宣氏が専門家として証言した。  
この3名の専門家証言により、以下の②～⑦の事実が明らかとなった。
- ② 過去の地震を詳細に検討し、将来どこでどのような地震が発生するか予測したものは、「津波評価技術(平成14年に土木学会津波評価部会作成)」ではなく、「長期評価」である。
- ③ 2002年、地震調査研究推進本部は、「長期評価」を策定した。地震調査研究推進本部とは、阪神淡路大震災をきっかけとし、防災のために設置された被告国の組織である。  
「長期評価」は、被告国の「公的見解」である。「長期評価」は、地震・津波の専門家の見解の最大公約数として、過去と将来の地震についての見解をとりまとめたものであり、地震の専門家の個人的見解とは比べられない公的性格と重要性を持つ。
- ④ 三陸沖北部から房総沖の海溝寄りのプレート間大地震(津波地震)は、今後30年以内の発生確率20%、今後50年以内の発生確率30%程度である。「長期評価」は、1896年の明治三陸、1611年の慶長三陸、1677年の延宝沖の各地震について、1個1個相当な議論をした上で、こう結論づけた。  
「長期評価」は、信頼できる。
- ⑤ 2008年4月、被告東京電力は、「長期評価」に基づいて、福島県沖の日本海溝寄りに津波地震の波源モデルを設定し、「津波評価技術」の計算方法を利用して、津波浸水予測を計算した。その結果、福島第一原発敷地南側で、0. P+15.7メートルの津波高が計算上示された。  
2008年4月の計算のように福島第一原発の津波高さを試算することは、2002年の時点で、可能であり、簡単であった。そして、このような津波高さの試算を行えば、2002年の時点で、福島第一原発の主要建屋敷地高さ0. P+10メートルを超え、1号機から4号機の立地点でも約2メートル程度浸水する津波が来ることは、簡単に予測できた。
- ⑥ 「長期評価」は、2002年に公表した後、再検討や改訂作業を繰り返した。も

つとも、「長期評価」の津波地震の想定についての見解は、再検討過程でも、変更されず、維持されていた。「津波評価技術」を作成した土木学会津波評価部会も、「長期評価」公表後、「長期評価」の見解を受け入れた。

「長期評価」の信頼性は、2002年の公表以降も、確認されている。

- ⑦ 被告らは、中央防災会議が設置した日本海溝等専門調査会の報告にて、「長期評価」が示す見解が採用されなかったことを理由に、「長期評価」の信頼性が低い、と主張している。

しかし、日本海溝等専門調査会は、「長期評価」の地震学の知見に基づく評価を否定していない。日本海溝等専門調査会は、時間的・金銭的・人的といった学問的知見とは別の行政上の制約を理由に、「防災対策の検討対象」とする地震等の議論を行ったに過ぎない。

**★第43準備書面(2002年「長期評価」の公表の直後にはこれに基づく推計により浸水2mの津波の襲来が予見可能であったこと)の陳述**

○概要

- ① 津波が原子力発電所の敷地を超える可能性があれば、これに対する安全規制が求められる。経済産業大臣は、敷地高さを超える津波が襲来する可能性さえあれば、この津波が襲来する原子力発電所に対し、津波防護対策を行うべきである。詳細な津波高さの推計値が判明しない限り、「敷地高さを超える津波」への安全対策を行使しないということは、許されない。

経済産業大臣の立場からみた「敷地高さを超える津波」に対する安全規制の必要性を基礎づける予見可能性と、原子力事業者の立場からみた具体的な対策を確定するための基礎となるべき想定津波を基礎づける予見可能性は、明確に区別しなければならない。

被告国は後者の予見可能性が必要であると主張するが、被告国の責任を問うためには、前者の予見可能性で足りる。

- ② 「単に敷地高さを超える津波が到来しただけでは、本件事故が発生したとはいえない」という被告国の主張は、本件の主張・立証の対象を誤解しており、敷地高さを超える津波の重大な危険性を理解しておらず、誤っている。被告国は本件地震や本件津波を予見すべきと主張するが、これも間違っている。

さらに、1999年に公表した「津波浸水予測図」は一般防災に関する津波予測であるが、原子力防災の観点から規制の必要性を基礎づける。しかし、被告国は、数値計算の精密さのみを優先し、「津波予測図」を考慮しなかった。

結局、被告国は、何も対策をとらなかったことにつき、責任逃れをしている。

- ③ 1997年、被告国(建設省等)は「4省庁報告書」を作成した。1999年、被告国(国土庁)は「津波浸水予測図」を作成した。そして、2002年、地震調査研究推進本部が「長期評価」を策定した。このように、政府機関による報告が、近い時期に、連続して公表されたことを、全体的に評価する必要がある。

「4省庁報告書」・「津波浸水予測図」いずれも、敷地高さを超える津波の襲来の可能性を示していた。

「津波浸水予測図」は、被告国が津波シミュレーションに関する最新の知見を取り込んだ「津波災害予測マニュアル」に沿っており、信用できる。佐竹証人も、

「津波浸水予測図」により、福島第一原発の主要建屋敷地への浸水が認められると証言した。

- ④ 「4省庁報告書」・「津波浸水予測図」・「長期評価」により、「長期評価」にて具体的に予想された明治三陸地震と同様の地震が起きた場合、場所・規模等の数値を計算する必要性は十分示された。島崎証人も、同じことを指摘した。

そして、阿部勝征氏の簡易式を利用すれば、敷地高さを超えるおおよその津波高さを導くことができる。このことは、佐竹証人も否定していない。

「長期評価」が示す津波地震の発生領域に関する知見によって、「4省庁報告書」の推計結果を超え、敷地高さを超える津波の襲来がありうることは簡単に推定できたのだから、詳細な津波の高さを把握するために、精密な津波推計を行うことの必要性は容易に認識できた。

- ⑤ 浸水態様が2008年推計と本件津波とで異なることは、敷地高さを超える津波に対して安全規制しなくて良い理由ではない。佐竹証言により、2002年時点の推計精度でも、2008年推計に相当する計算は可能であり、地形データ等の影響による精度への影響も問題ないことが示された。

★第44準備書面(詳細な地震想定検討を含まない津波評価技術が原子炉の津波対策の基準として意図的にその目的を超えて利用された経緯について)の陳述

○概要

- ① 被告らは、「津波評価技術」が津波評価の唯一の基準であると主張している。確かに、「津波評価技術」は、津波シミュレーション手法について、策定当時最新の知見を整理している。

しかし、「津波評価技術」は、波源モデルの設定について、「既往最大の地震・津波」を想定すれば足りるという旧来の考え方に留まっており、「地震学の最新の知見に基づいて想定しうる最大規模の地震・津波」を想定するという考え方を取り入れておらず、極めて不十分である。

佐竹証人も、「津波評価技術」の目的が、津波評価の「手法」の確立であり、各地域の地震の発生可能性・規模について評価した「長期評価」とは目的が全く異なる、と証言した。

波源モデルの設定については、「長期評価」の方が優れていると、佐竹証人は証言したのである。現に、「津波評価技術」は、過去の地震・津波について詳細な検討を行わなかった。

- ② 1998年、被告国(国土庁等7省)は、7省庁手引き(地域防災計画における津波対策強化の手引き)を作成・公表した。7省庁手引きの目的は、各地の地域防災計画において津波対策を強化する際の指針を示すことである。

1997年、被告国(建設省等4省)は、4省庁報告書(太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書)を作成した。4省庁報告書の目的は、過去に発生した地震・津波の規模・被害状況を踏まえ、想定しうる最大規模の地震を検討し、この地震により発生する津波について、概略的な把握をすることである。4省庁報告書は、7省庁手引きの一体的に取り込まれた。

1997年、7省庁手引きの別冊として、津波災害予測マニュアルが作成された。津波災害マニュアルの目的は、津波浸水予測図の作成を通じて、各自治体

における地域防災計画に津波防災対策を的確に取り入れることである。

7省庁手引きと4省庁報告書は、最新の知見に基づいて想定しうる最大規模の地震・津波への対応を求めるという考え方を採用した。佐竹証人も、この考え方を採用したことについて、先駆的と高く評価した。

- ③ 「津波評価技術」は、津波シミュレーションの際の計算誤差や断層パラメータのバラツキを考慮した津波評価の手法を体系化することを目的としたものである。「想定しうる最大規模の地震」について地震学の最新の知見を整理することは、「津波評価技術」の主たる目的ではなかった。

被告国は、過去の記録から客観的に明らかになっている既往最大の地震・津波に基づいて設計津波を制定することは不合理でないと主張する。つまり、「津波評価技術」における地震・津波の想定が、正当だと主張している。

しかし、7省庁手引き等において、「想定しうる最大規模の地震・津波」という考え方を取り入れられていた。被告国も、IAEA報告書において、既往最大の考え方が不十分だと自認していた。それに、既往最大の考え方を合理的とする根拠に、理由がない。

既往最大の地震・津波に基づいて考えると上記被告国の主張は、不合理である。

- ④ 被告らは、2006年の溢水勉強会にて取り込まれることになった耐震バックチェックにおいても、「津波評価技術」に基づいていたため、敷地高さを超える津波への安全対策を行わなかった。

被告らが「長期評価」に基づいていれば、本件津波に対しても全交流電源喪失を回避することは十分可能だったし、本件事故発生を避けることも可能だった。

- ⑤ 「長期評価」は、当時の地震学の最新の知見をまとめたものであり、無視できない知見である。それにも関わらず、被告東電は、「長期評価」の知見を無視して考慮しなかった。被告国(原子力安全・保安院)も、被告東電の対応を追認した。

すなわち、被告らは、「長期評価」に基づいて「想定しうる最大規模の地震」への最新の地震学の知見を示されたにもかかわらず、意図的に無視し、「津波評価技術」の既往最大に留まる波源設定による津波シミュレーションを行えば足りると判断した。

これは、「津波評価技術」の目的と限界を知りながら、あたかもその限界がないかのように、「津波評価技術」を、その本来の目的から逸脱して利用していたと評価できる。

- ⑥ 被告東電は、「津波評価技術」を作成した土木学会に研究を委託した電気事業連合会の中心企業として、「津波評価技術」の目的とその限界を熟知していた。

「津波評価技術」は、原子炉の安全規制基準としての適格性を欠く。その理由は、策定メンバーが電力業界に偏っていること、活動資金が全て原子力事業者負担であること、内容が原子力事業者の意向に沿うものであったこと等である。

- ⑦ 2006年、安全情報検討会の下に、溢水勉強会が設置された。溢水勉強会の

目的は、内部溢水・外部溢水を通じて、原子炉の安全確保に関して、経済産業大臣の安全規制が十分な役割を果たしているか、現状を把握することであった。

溢水勉強会では、敷地高さを超える津波によって全交流電源喪失がもたらされることが具体的に確認された。しかし、基準とすべき津波の想定の内り方については、一切検討されなかった。

溢水勉強会の検討は、「津波評価技術」に基づいて行われた。つまり、津波に対する安全規制の最前線とも言うべき「現場」においても、原子力安全・保安院は、将来の津波想定について詳細な検討を経ていない「津波評価技術」による地震想定をすれば足りるとしていた。

これは、「津波評価技術」の限界を意図的に無視し、その目的を超える使用をしたものと言わざるを得ない。

- ⑧ 7省庁手引き等が公表される時点において、被告東電も電気事業連合会も、「歴史的記録に残っている既往最大」に留まらず、「想定しうる最大規模の地震・津波」を前提とした津波シミュレーションを実施し、これを規制当局に報告することによって、「想定しうる最大規模の地震・津波」を想定するという新しい見解を事実上受け入れた。

しかし、2008年、被告東電は、これまでの方針を変更し、耐震バックチェックにおいて、敷地高さを超える津波の襲来を示す「長期評価」を取り入れず、「津波評価技術」に基づいて実施するよう指示した。

結局のところ、被告東電が福島沖の津波地震への対応を先送りした背景は、利潤の追求と経営効率を優先する姿勢であったと言わざるを得ない。

#### ★第45準備書面(IAEA「福島第一原子力発言書事故」事務局長報告書・附属技術文書2/5中、「外部事象との関連における発電所の評価」による補論)の陳述

##### ○概要

- ① 2015年、IAEA年次総会において、「福島原子力発電所事故事務局長報告書」が提出された。IAEAは、原子力発電を推進するための国際組織である。

IAEA事務局長は、日本の原子力発電事業者と規制当局が「日本の原子力発電所は非常に安全であり、本件事故規模の事故は全く考えられない」という「想定」を受け入れ、疑問を抱かなかったことが、本件事故の大きな要因であると、厳しく批判している。

また、IAEA事務局長報告書では、被告らが津波ハザードを過小評価し津波による浸水が原子力施設の安全に深刻な影響を与える可能性を軽視し、適切な防護策を講じなかったと指摘している。

- ② 被告国は、地震は過去に起きたものが繰り返し発生する考え方が一般的であること等を理由に、「津波評価技術」に基づき、波源を設定することが不合理でないと主張している。

しかし、IAEA技術文書では、「天災ハザードの評価は、十分に安全寄りでなければならぬ。具体的なデータが十分に得られなければ、適切な世界各地の類似事象を用いる必要がある」と記載されている。

「津波評価技術」の波源設定の方法は、わずか400年という限られた期間の

歴史地震に基づき、再来間隔1万年規模の発生可能性も考慮されず、安全寄りではない。国際慣行に照らせば、「津波評価技術」の既往最大のみに基づいた波源設定の方法は、合理的でない。被告国の主張は、国際慣行に反している。

- ③ IAEA技術文書も、「長期評価」に従った場合、津波災害を予測できたと結論付けている。

すなわち、IAEA技術文書は、「長期評価」の日本海溝沿いのどこでもM8.2の地震を考慮すべきとする立場に、東電の実施した試算を適用すれば、得られた津波浸水水位値は、2011年3月に発生した浸水水位と非常に近い」と記載されている。

#### ★証拠の提出

##### ○提出した主な証拠

福島第一原発事故事務局報告書原本及び翻訳書(国際原子力機関(IAEA)作成)、島崎邦彦教授の意見書、被災自治体における住民意向調査、浪江町住民意向調査調査結果速報版(いずれも復興庁他作成)、原告の方々の陳述書、山澤小高区長陳述書、被告東電が2008年に実施した津波試算に関する書面

#### ★証拠申出書(原告本人、小高区行政区長連合会会長山澤氏)の提出

- ① 現在この裁判を審理している裁判官3名は、昨年実施した原告本人尋問を、直接法廷で聞いていません。  
そこで、裁判所に対して、原告の方々の避難生活による苦痛や現在における心境・故郷の状況等を立証するために、改めて、原告の方々の話を聞くように申し入れました。
- ② また、裁判所に対して、南相馬市小高区を中心に、本件原発事故により失われた地域コミュニティの実態、帰還が困難な住民が多くいる実態とその理由等を立証するために、小高区行政区長連合会会長であり、南相馬市区長連絡協議会会長を務める山澤征氏の話聞くように、申し入れました。

#### ★意見書・上申書等の提出

- 再度の検証申出書(双葉町・南相馬市小高区)  
○人証、検証採用を求める再度の意見書(本件訴訟の重要性に鑑みて)

### (5) 被告東京電力の主張や証拠の提出

#### ★被告東京電力共通準備書面(10)(本件事故に係る精神的損害に関する裁判例について)の陳述

##### ○概要

- ① 避難指示区域内(南相馬市)の避難者が、被告東電へ、慰謝料を請求する裁判を提起した。これに対して、東京地裁・東京高裁いずれも、月額10万円を超える慰謝料は認められないと判断し、中間指針の合理性を認めている。また、両判

決は、年間20ミリシーベルトの被爆によって健康被害を与えるとはいえず、避難者が抱く漠然とした不安に基づく慰謝料請求権を明確に否定している。

本件事故後1ヶ月程度避難した後いわき市の自宅へ帰宅した避難者が、被告東電へ、慰謝料を請求する裁判を提起した。これに対して、福島地裁いわき支部・仙台高裁いずれも、いわき市帰還後に抱いた避難者の不安について、慰謝料の請求を認めなかった。本件事故当時練馬区・渋谷区に居住していた住民が被告東電へ慰謝料を請求した裁判においても、漠然とした不安感については法的保護の対象ではないと判断し、慰謝料の請求を認めなかった。

- ② これらの裁判例の判断を踏まえても、被告東電の自主的避難等対象者への賠償は、十分合理的である。

### ★被告東京電力共通準備書面(11)(専門家証人の証言を踏まえた被告東電の過失論について)の陳述

#### ○概要

- ① 「津波評価技術」の評価手法は、科学的見地から、十分な合理性・有効性が認められる。

福島県沖海溝沿いで明治三陸地震と同様の津波地震が起きるとの具体的な研究成果はなく、統一の見解もなかった。

「長期評価」の見解は、福島県沖海溝沿い領域における津波地震の発生を積極的・科学的に基礎付けるものではなかった。「長期評価」は、どこで起こった分からないことを根拠に、どこでも起こりえるとして発生確率を計算しただけに過ぎない。

被告東電は、2008年に本件原発立地地点における仮想的な津波試算を行った。だが、この津波試算結果は、極めて仮定的なものであり、直ちに設計基準事象に取り込めるような確立した科学的合理的知見に基づいていない。

被告東電は、本件津波またはそれと同程度の津波はもちろん、福島第一原発の敷地高を超えるような津波する予見することはできなかった。

- ② 島崎証人は、日本海溝沿い領域のどこでも明治三陸沖地震と同様の津波地震が起こりうるというのが地震学者の統一の見解である、津波の専門家にとって敷地高を超えるのは常識だ、と証言した。しかし、この証言は、具体的根拠を示さず、阿部教授の意見等客観的資料と違いがあり、信用できない。

また、島崎証人は、2002年の時点で、被告東電の2008年津波試算を行えば、敷地高を超える津波を察知できたと証言した。だが、2002年の時点では、2008年試算の基礎となった科学的知見が確立しておらず、2008年と同様の精度で試算できなかった。

- ③ 被告東電は、「津波評価技術」に基づき、本件原発について津波に対し十分な安全性を確保されていたと考えていた。現に、本件原発について、何らかの法令違反や不備等の指摘を受けなかった。

田中証人の証言は、田中証人が原発に直接関わったことがなく、誤解に基づいており、地震・津波の専門家でないことから、信用できない。

2008年津波試算に基づき何らかの対策を講じたとしても、それとは全く異なる経路で遡上した本件津波により発生した本件事故は、回避できなかった。

**★被告東京電力共通準備書面(12)(避難の合理性に関する原告らの主張に対する反論)の陳述**

○概要

- ① 旧緊急避難準備区域や自主的避難等対象区域は、いずれも年間20ミリシーベルトを大きく下回っており、原告らの生命・身体へ放射線による具体的危険は生じない。

原告らは除染が不十分であることを理由に避難の合理性を主張しているが、誤っている。

- ② 本件原発建屋からの被ばく線量は、年間0.03ミリシーベルトである。平成25年の海水モニタリングにおいて、本件原発からの汚染水は、世界保健機関(WHO)の飲料水ガイドラインの基準値を下回っている。本件原発付近は、原告らに具体的な危険が及ぶ状況ではない。

原告らは本件事故が収束していないことを理由に避難の合理性を主張しているが、誤っている。

- ③ 原告らが抱いている不安は、漠然とした危惧感に過ぎない。自主的避難等対象区域において大多数の住民が避難していないこと等からすれば、通常人・一般人の基準に照らしても、被告東電の自主的避難等対象者への賠償額は、合理性・相当性がある。

- ④ 本件事故後、放射性物質に汚染された食物を摂取することによって健康に影響が出ないための措置が講じられた。様々な調査結果によると、福島県内の方々に、健康に影響が及ぶ程度の内部被ばくが現実に生じていない。

本件事故後、放射線の健康影響について様々な情報提供がなされており、関心があれば、このような情報を知った上で、自主避難を検討できたはずである。避難指示に基づかない避難は、合理性がない。

**★証拠の提出**

○提出した主な証拠

中長期ロードマップの進捗状況(東京電力作成)、放射能汚染された食品への対応(厚生労働省医薬食品局食品安全部作成)、いわき市の住民や練馬区の住民が東京電力へ賠償請求した裁判の各判決

**★意見書の提出**

○原告らの証拠申出に対する意見書

**(6) 被告国の主張や証拠の提出**

**★第14準備書面の陳述**

○概要

- ① 原告らは、福島第一原発の敷地高さを超える津波を、被告国が予見することができれば足りる、と主張している。だが、福島第一原発の敷地高さを超える津波とは、どの程度の津波を指すのか、明らかではない。「0. P+10メートル」を

超える津波では、不十分である。また、敷地高さを超える津波が到来したとしても、今回の福島第一原発事故が発生したのか、明らかではない。

② 被告国は、本件事故前の知見を踏まえても、以下のとおり、本件事故を引き起こした地震や津波を予測することはできなかった。

ア 「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書」による津波数値解析結果は、津波高さの設計条件に利用することを予定していない。この調査報告書に記載された津波数値解析手法は、精度が不十分であり、波源モデルも適切でない。

イ 「津波浸水予測図」は、原発の安全対策に活用する目的で作成されておらず、気象庁の津波予報に対応するものである。また、「津波浸水予測図」は、計算方法が抽象化されており、福島第一原発の浸水範囲や浸水深を具体的に特定していない。

ウ 「津波評価技術」は、安全側に立って設計津波水位を検討しており、合理性を有する評価方法である。福島沖で巨大地震が発生するとは考えられていなかったため、「津波評価技術」が福島沖に断層モデルを設定せずとも、不合理ではない。

エ 「長期評価」は、三陸沖から房総沖までの日本海溝沿いを、北と南に分けずに1つの領域とし、この領域で過去の3つの大地震が津波地震として発生したと、結論を出した。だが、日本海溝沿いの北部と南部とでは、地形・地質・地震活動に違いがあった。この結論は、地震学的に明確な根拠はない。

それに、「長期評価」の結論は、地震学者の統一的な見解ではなかった。なぜなら、「長期評価」策定時、津波地震の発生メカニズムは解明されておらず、津波地震の発生場所や規模について、様々な見解があった。また、「長期評価」の結論に疑問を抱く文献も存在したからである。

オ 869年の貞観地震の断層モデルは確定していなかった。

カ 本件地震の規模は、「長期評価」の想定を超えていた。本件地震の震源域は、「長期評価」が想定した領域ではない。

③ 島崎証人は、「長期評価」に基づき阿部氏の簡易予測式を利用したら、日本海溝沿いの地域で津波マグニチュード9.0の地震が発生すると、最大遡上高が30メートル以上になると証言した。しかし、明治三陸地震の津波マグニチュードが9.0とすることは、地震学者の一般的な見解ではない。阿部氏の簡易予測式は、精度が不十分である。島崎氏の上記証言は、不合理である。

被告東京電力が2008年に実施した津波試算は、信頼性の高い予測方法ではない。この津波試算に基づいても、浸水し、非常用電源設備が機能喪失したのか不明である。この津波試算に基づく対策をせずとも、不合理ではない。

④ 田中証人は、福島第一原発の非常用電源設備等の配置状況に問題がある旨証言した。この証言は、関係法令や指針に関する理解を欠いた証言であり、合理性を欠く。

田中証人は、耐震バックチェックが不十分だったと証言した。この証言は、耐震バックチェックにおいて保安院が事業者へ求めた事項を具体的に把握していない上での証言であり、信用できない。

田中証人は、被告国のシビアアクシデント対策としての行政指導が不十分で

あったと証言した。この証言も、具体的根拠を欠き、信用できない。

★証拠の提出

○提出した主な証拠

津波浸水予測図(国土庁等作成)、宮城県石巻等における869年貞観津波の数値シミュレーション、福島第一原発敷地への津波の到達時刻について(東京電力作成)、平成21年度地震時レベル2PSAの解析(原子力安全基盤機構作成)

★意見書の提出

○訴訟進行に関する意見書

2 今後の裁判の日程

第21回期日

平成28年6月10日(金)午後2時

以 上